滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣 管理計画

平成27年5月

滋賀県

目次

1	計画	🗉 策定の目的および背景	. 1
2	管理	里すべき鳥獣の種類	. 1
3	計画	回の期間	. 1
4		▣の実施区域	
5		犬	
	(1)	分布状況	2
	(2)	生息環境	4
	(3)	被害状況	
	1	現在の被害状況	
	2	被害の経年変化	
	3	群れによる被害の状況	6
	(4)	被害対策	
	1	実施状況	
	2	捕獲実施状況および経年変化	
	(5)	被害発生地域の社会動向	
		各地の広域被害防止対策協議会等の設置状況	
6		2 次特定計画期間中の取組評価	
	(1)	生息状况	.11
		被害対策の状況	
	(3)	個体数管理の状況	12
	(4)	生息環境管理の状況	12
	1	集落及び農地周辺の環境	12
	2	森林の保全・整備	
7		里の目標	
	(1)	個体群の保全	14
	(2)	被害の軽減	14
		合意形成の体制整備	
8		6の内容に関する事項	
	(1)	群れごとの管理の方針	
	1	個体群の保全上、配慮すべき群れ	
	2	生息地の設定、整備	
	3	被害発生の程度の評価およびそれに応じた被害対策の選択	
	(2)	地域実施計画	19
	(3)	被害対策(防除)	19

	(4)	被害対策(捕獲)	19
	1	個体数調整	20
	2	有害鳥獣捕獲	23
	3	捕獲後の個体の処理方法	23
	(5)	生息環境の保全・整備	24
	1	集落および農地周辺の管理の方針	24
	2	森林の保全・整備に関する方針	24
	(6)	移入種の扱いについて	25
9	その	D他計画の実施に必要な事項	26
	(1)	モニタリングの実施	26
	1	生息状況	26
	2	被害発生状況	26
	3	被害防除実施状況	26
	4	捕獲状況	
	(2)	計画の実施体制	27
	1	実施体制の整備について	
	2	合意形成について	
	3	普及・啓発について	27
	4	計画の見直しについて	27

1 計画策定の目的および背景

滋賀県の中央には県土の 6 分の 1 の面積を有する琵琶湖が広がり、その周辺を鈴鹿、伊吹、野坂、比良・比叡等の山地・山脈がとりまいている。このように水と緑に恵まれた滋賀県の自然の特徴は、変化に富んだ地形、気象条件とともに、古くからの人の営みによっても形作られていることにある。また、この豊かな自然は、多様な野生生物によっても形成されている。滋賀県に生息、生育する野生生物は 1 万種を超え、琵琶湖水系の固有種も 60 種を超えるなど高い生物多様性を保っている。

このような野生生物の価値は、生物多様性国家戦略、環境基本法においても認められ、その保全は地方自治体や国民との協力のもと、国家的課題として取り組む必要がうたわれている。滋賀県のニホンザルはそのような野生生物の 1 つの種であるとともに、日本海から太平洋、東日本から西日本へと続くニホンザル分布の要として、種の保全にとって重要な役割を果たしていると考えられる。

一方、県内では、ニホンザルによる農業被害が深刻化し、平成14年には第1次の特定 鳥獣保護管理計画(ニホンザル)(以下「特定計画」という。)が、平成20年度には第2 次の特定計画が策定され、様々な防除対策が実施された。地域によって取組状況は様々 であり、被害が減少した地域もあるが、中山間地域を中心に農作物等の被害は依然多発 し、農業生産を低下させるのみならず農家の生産意欲の減退を招いている。また、一部 地域で人家侵入や器物破損等生活環境被害も発生し大きな社会問題となっている。

このため、第 1 次および第 2 次特定計画のもと進められてきた地域ぐるみの総合的対策をさらに進め、「人間とサルの生活域を分ける」こと等により、ニホンザルの個体群の保全を図りつつ被害を効果的に減少させることを目的に、第 3 次特定計画を策定した。

平成26年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第33号)」が改正され、平成27年5月に施行されることになったことに伴い、第3次特定計画を、新たに第二種特定鳥獣管理計画として策定するものとする。(以下、特定管理計画という。)

2 管理すべき鳥獣の種類

県内に生息するニホンザル

3 計画の期間

平成27年5月29日から平成31年3月31日まで

なお、生息数等のモニタリング結果に応じて、必要があれば計画期間にかかわらず適 宜修正を行うこととする。

4 計画の実施区域

県全域

5 現状

(1) 分布状況

平成 20 年度から 23 年度にかけて県が実施した調査によれば、県内に生息するニホンザル (以下「サル」という。)の群れの数は 125 群と推定され、旧街道沿いの人間活動が活発な場所を除き、琵琶湖をとりまく山地全体にほぼ切れ目なく分布している (図 1)。ただし、一時的に分かれた群れを複数群れとしていたことが判明したり、新たな群れが発見されるなど、今後群れ数は変動する可能性がある。群れの一覧表を巻末資料 1 に示す。

県内におけるサル群れの分布状況については、過去、平成 11 年度から 13 年度にも調査を行っているが、今回の調査では、既存の群れが分裂したなどによって形成された新たな群れが 18 群確認された。一方、消滅したと思われる群れは、米原 C 群と大津 E 群の 2 群であった。なお、大津 E 群については、平成 19 年度に個体数調整により全頭が捕獲されたことによって、群れが消滅したものである。

それぞれの群れの個体数について、最少では平成 22 年度に確認された伊吹 A 群の 20 頭、最大では平成 20 年度に確認された甲賀 A 群の 260 頭であった。なお、甲賀 A 群については、後に個体数調整が実施され、個体数は半減している。

また、県内のサルの総生息数については、約8,000頭と推定された。

表1 新たに確認された群れ

群れ名	加害 レベル	個体数	推測される由来群
大津I	7	50	大津Hの分裂群
宇治田原A	7	35	出自不明。主に京都府に生息
甲賀C	9	77	甲賀Aの分裂群
甲賀D	6	89	甲賀Aの分裂群
愛東E		81	愛東Aの分裂群
日野G	6	70	日野Eの分裂群
多賀C-2	7	50	多賀Cの分裂群
多賀C-3	7	50	多賀Cの分裂群
多賀E-2	6	100	多賀Eの分裂群
伊吹B	3	20	出自不明の新群
湖北B	7	100	湖北Aの分裂群
余呉C	7	100	出自不明の新群
余呉D	6	80	出自不明の新群
余呉E	5	50	出自不明の新群
朽木H	7	40	朽木Bの分裂群
朽木I	7	50	朽木Bの分裂群
朽木J	5	40	出自不明の新群
朽木K	4	35	出自不明の新群

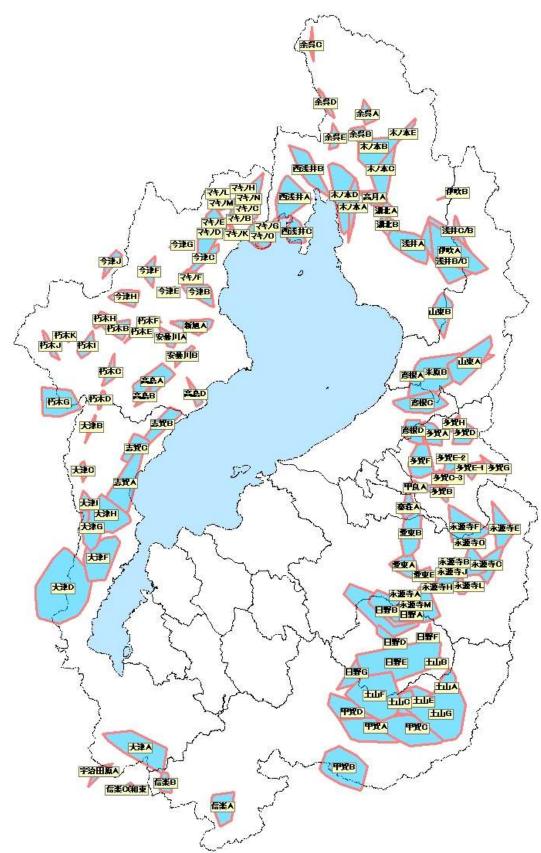


図1 滋賀県における群れの分布(平成20~23年度調査)

なお、遺伝学的な研究によれば、滋賀県の個体群は、中部地方から京都以西へ分布が連続する個体群の系統と、紀伊半島に分布する個体群の系統に分かれる (Kawamoto et al., 2006)。

(2) 生息環境

サルの食性は主に果実、葉等の植物食であり、広葉樹林が重要な生息地である。 滋賀県に生息する純野生群の利用環境を調査するため、平成 22 年度および 23 年度 に、農地への依存度が低い群れである永源寺 E 群(個体数約 40 頭:加害レベル 4) および永源寺 J 群(個体数約 100 頭:加害レベル 4) の利用環境等のデータを得た。これによると、永源寺 E 群は、行動圏 16.7k ㎡のうち自然林(主として自然の力によって成り立った森林)と二次林(自然林が伐採や火災などによって失われた後で、自然に再生した森林)が 11.2 k ㎡、植林(森林の更新が人の手によって行われた森林)3.8 k ㎡、草地 1.7 k ㎡を利用していた。また、永源寺 J 群は、行動圏 7.1 k ㎡のうち、自然林と二次林 4.4 k ㎡、植林 1.8 k ㎡、その他(市街地、農耕地等)0.9 k ㎡を利用していた。この調査結果は 2 カ年、2 群のみのものであり、地域的にも偏っているため評価することは難しいものの、滋賀県に生息する野生群は、1 群あたり自然林と二次林を $5\sim10$ k ㎡程度利用しつつ生活しているものと考えられる。

しかしながら、平成 21 年度における県内の森林面積は 202,015ha (県の面積の約50%) で、広葉樹林の割合は 33%程度である。近年は、森林面積全体については減少していないが、平成 17 年度から平成 21 年度までの拡大造林面積は湖南 (草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀県事務所管内市町) 55.1ha、湖西 (大津市、高島市) 22.8ha、湖東 (中部県事務所管内市町) 82.7ha、湖北 (長浜市、米原市) 29.1ha であり、合計 189. 7ha であった。

地域別に見ると森林面積中の人工林の割合は湖南で 51%と最も高く、湖西(43%)、湖東(39%)、湖北(38%)と続く。一方、広葉樹林の割合は湖北で 48%と最も高く、湖西(41%)、湖東(36%)と続き、湖南は 17%と最も低い。

(3)被害状況

① 現在の被害状況

県内 19 市町のうち群れが生息している市町は 11 である。平成 22 年の調査によれば、群れおよび群れから離れた個体による被害を合わせて、12 市町から農作物被害が報告された。農作物被害面積は 153ha、被害量は 412t、被害金額は 89,725 千円に上った。農作物被害は長浜市、日野町、高島市、多賀町、甲賀市の順に多い(図 2)。

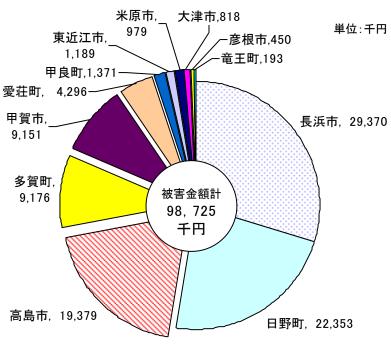


図2 平成22年の市町別被害金額

被害は、出荷用作物だけではなく、自家消費用作物にも及んでいる。また、耕作放棄地の拡大も懸念されている。

大津市、長浜市、甲賀市など複数の市町では家屋の破損や人家内への侵入等も 報告されており、住民の精神的苦痛も大きい。

② 被害の経年変化

県全体における農作物の被害面積、被害量、被害金額の推移を図3に示す。

農作物被害は、平成 20 年度まで減少傾向にあったが、平成 21 年度からはより 的確な被害状況の把握に努めるためにきめ細かな調査手法に変更したこともあり、 以降は増加に転じている。

地域的には、侵入防止柵の設置、徹底した追い払いなど総合的な防除を実施し、 農作物被害が減少しているところもあるが、いまだ多くの地域で深刻な被害が発生している。今後も、引き続き地域ぐるみでの総合的な防除の実施を推進してい く必要がある。

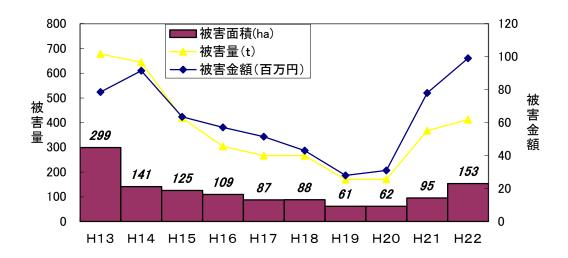


図3 農作物被害の推移

なお、図 4 に平成 22 年度のサルによる被害金額の作物別割合を示した。これによると、サルによる農作物被害の大半は野菜と水稲である。

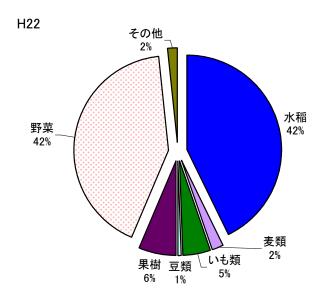


図 4 平成 22 年度農作物被害金額の作物別割合

③ 群れによる被害の状況

各群れによる被害の種類や程度はさまざまであり、被害を発生させない群れや、 追い払いなどにより被害を発生させる量が減少した群れもある。

しかし、第2次特定計画の期間中に加害レベルが3以上増加した群れは10群あり(巻末資料1参照)、全体的にはサル被害はさらに深刻な状況になっている。

(4)被害対策

① 実施状況

第2次特定計画期間中に各市町が取り組んだ防除対策について、表2に示す。

表 2 各市町の被害防除実施状況(H20~22年。農業経営課調べ。)

共業市 〇〇 〇		要因除去	集落・農地環境改変 (緩衝帯の造成)	追い払い・追い上げ	接近警報システム(テレメトリー)	モンキードック	侵入防止柵	捕獲	個体数調整 (ニホンザル)
	八半十	0	0	0	0		0	0	(H18, H19)
	- 世典	0	0	0			0	0	
	计山市							0	
	汽車市	0		0			0	0	
	七三年	0		0			0	0	
	3賞市	0	0	0	0		0	0	〇 (H2O) 甲賀A群
	隋市	0	0				0	0	
		0	0	0			0	0	
	近江市	0	0	0		0	0	0	
	野町	0	0	0		0	0	0	
	計画	0	0				0	0	
	根市	0		0			0	0	
	日世	0		0			0	0	
	郷町								
	原町	0	0	0			0	0	
	過回:	0	0	0			0	0	
	浜市	0	0	0	0		0	0	
	頒市	0	0				0	0) /
	七雪!	0	0	0			0	0	

要因除去、追い払い・追い上げ、侵入防止策の設置については、サルが出没する市町ほぼすべてで実施された。緩衝帯の整備についても、県の事業を活用し多くの地域で実施されている。捕獲もほとんどの市町で実施されたが、このうち第2次特定計画期間中に個体数調整を実施したのは甲賀市のみである。

県内において獣害が発生している集落は564集落あるが、平成22年度までに地域ぐるみによる総合的な対策に取り組んできた集落は92集落となった。これらの中には、サルの移動ルートが変わり被害額が1/4に減少した集落(日野町)、柵内への侵入が無くなり水稲の被害がほとんど無くなった集落(高島市)、柵を設置することによって被害が1/5に減少した集落(東近江市)など、大きな効果が出ている集落もある。

② 捕獲実施状況および経年変化

滋賀県におけるサルの捕獲数推移を図5に示す。

県内で初めてサルの有害鳥獣捕獲が行われたのは昭和 43 年であり、以後捕獲数は増加している。なお、捕獲数の推移から、サルによる被害が昭和 40 年前後から始まり、昭和 50 年前後から大きな問題となったことが推測でき、平成 15 年以降はさらに捕獲数の増加が顕著となっている。

なお、個体数調整による捕獲は、大津 E 群に対する平成 18 年 (31 頭) および 19 年 (29 頭)、甲賀 A 群に対する平成 20 年 (133 頭) でのみ実施された。

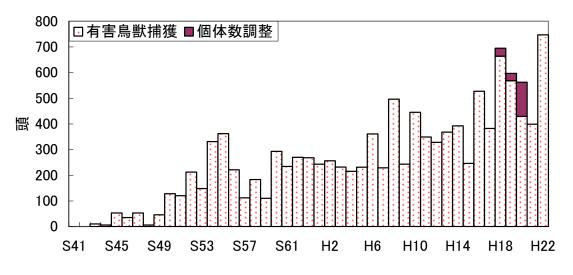
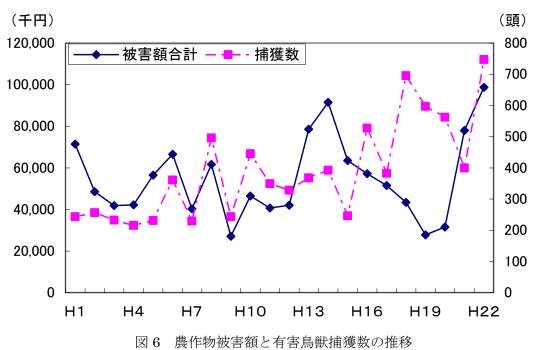


図 5 滋賀県におけるサル有害鳥獣捕獲頭数の推移

農作物被害額と捕獲数の推移について図 6 に示す。平成 15 年から 20 年にかけて両者に乖離が見られるものの、全体的に農作物被害額の大きい年度には捕獲数も多くなる傾向がみられる。



次に、第2次特定計画期間中の市町別捕獲数を図7に示す。この期間の合計で1,708頭のサルが捕獲された。市町別には、捕獲数の多い順に高島市(467頭)、長浜市(411頭)、甲賀市(291頭)、日野町(248頭)となっている。

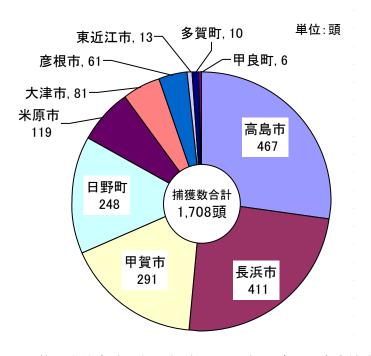


図7 第2次特定計画期間中(H20~22)の市町別有害捕獲数

第2次特定計画期間中に個体数調整が実施されたのは甲賀市の133頭のみであるため、それ以外は有害鳥獣捕獲による捕獲である。サルによる被害を効率的に減少させるためには、科学的な根拠に基づいた個体数調整による捕獲が望ましく、今後も個体数調整への誘導を図る必要がある。

(5)被害発生地域の社会動向

2010 農林業センサスによると、平成 22 年度の県内の総農家数は 36,017 戸であり、平成 17 年度(43,363 戸)から 17%の減となった。また、平成 22 年度の総農家数にしめる販売農家の割合は 69%で、自給的農家は 31%である。なお、販売農家数は、平成 17 年度に比べ 21%の減となった。

平成 22 年度の販売農家は 24,826 戸であり、このうち専業農家は 13%、第1種兼業農家は 5%とごく一部であり、第2種兼業農家が 82%と大半を占めている。また農業就業人口の平均年齢は 68.4 歳であった。

専業農家が減少し、かつ、農業従事者の高齢化が進んでいるため、サルの追い払い等人手の要る対策を十分に実施することが難しい地域も存在する。

(6) 各地の広域被害防止対策協議会等の設置状況

平成 19 年度に施行された「鳥獣による農林水産等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(以下「特措法」という。)」に基づき、県下の 5 地域に広域被害防止対策協議会(以下「広域協議会」という。)が設置されている。これらの広域協議会によって、地域全体の被害防止対策を広域的かつ一体的に行う仕組みが整えられつつある。

表 3 広域協議会一覧

協議会名	構成市町
西部•南部地域鳥獣被害対策協議会	大津市、栗東市、野洲市、高島市
甲賀地域鳥獸被害対策協議会	甲賀市、湖南市
東近江地域鳥獸被害対策協議会	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町
湖東地域広域鳥獸害防止対策検討会議	彦根市、愛荘町、甲良町、多賀町
湖北地域鳥獸被害防止対策協議会	長浜市、米原市

6 第2次特定計画期間中の取組評価

(1) 生息状況

滋賀県には、平成 11 年度から 13 年度の調査により、133 群のサル群れが生息するとされていた。第3次特定計画を策定するにあたっては、調査時から 10 年を経過した現時点での群れ分布の状況を把握する必要があるため、平成 20 年度から 23 年度にかけて、改めて県内全域でサル群れの分布調査を実施した。この調査によって、133 群の中には、一時的に分派していた群れを別群としてカウントしていた群れが複数あり、もともとの群れ数は 109 群だった可能性が高いことが示された。

今回の調査では、平成 23 年度の時点で、県内には 125 群のサル群れが確認された。なお、このうち 18 群は今回の調査で確認された新規群れであり、反対に消滅した群れは大津 E 群と米原 C 群の 2 群であった。また、県内総推定生息数は約 8,000 頭となった。

第2次特定計画期間中に、県内では18群の新規群れが出現したと思われるが、これらは既存の群れが分裂したものと思われる。また、分裂はしていないものの、行動域を集落周辺に拡大した群れも複数見られる。

これらのことから、第2次特定計画期間中にサルの分布は縮小しておらず、むしろさらに拡大している状況にあると思われる。

(2)被害対策の状況

第 2 次特定計画期間中に、県では農政水産部内に専任および兼務職員を、さらに、各農業農村振興事務所に獣害対策担当職員を配置するなど、滋賀県野生獣被害防止対策支援チームを再編・強化し、市町においても、5 (6)で示した特措法に基づく広域協議会が設置されるなど被害対策に係る組織体制が大幅に強化された。

また、地域住民と行政がともに被害現場を確認し、野生獣の出没原因を正しく認識するための「集落環境点検」が各地域で実施されており、点検結果に基づく適切な被害対策が着実に進められてきている。実際に、集落環境点検に基づき侵入防止柵の設置などに地域ぐるみで取り組み、被害を軽減させることに成功した事例(東近江市相谷地区)や、徹底的な追い払いにより被害を軽減させることに成功した事例(大津市)もある。

しかし、群れ分布調査の際に行った各群れの加害レベル評価の結果、第 2 次特定計画策定時との加害レベルの変化が把握された群れは 83 群あり、そのうち加害レベルが明らかに増加していると思われる群れが 10 群確認された。一方、明らかに減少していると思われる群れは 5 群確認された。

また、全県的な農業被害状況について、平成 14 年度以降、平成 20 年度までは一貫して減少傾向にあったが、平成 21 年度からはより詳細なデータ収集を進めた結果、被害金額(前年比約 2.5 倍)、被害量(同約 2 倍)とも大幅に増加した。加えて、家の中にまで侵入する個体についての報告があるなど、極度に加害レベルの高い個体が各地にいることにより、生活環境被害も引き続き発生しており、いまだサルによる被害は

深刻な状況である。

(3) 個体数管理の状況

これまでに県内で取り組まれた個体数調整は、平成 19 年度に実施された大津 E 群の全頭捕獲および平成 20 年度に実施された甲賀 A 群の部分捕獲のみである。大津 E 群の個体数調整については、第 2 次特定計画で個体群の保全上配慮すべき群れに指定されていたこともあり、当初は群れの 30%を捕獲する部分捕獲を実施し、追い払いなどの対策を行うことによって被害の軽減を図ることを目指した。しかし、部分捕獲実施後も市街地への出没が相次ぎ、加害レベルの低減も見られないことから、やむを得ず全頭を捕獲することとした。全頭捕獲の後は、隣接群を徹底して追い払うなど取り組みを継続したこともあり、現在まで被害をなくすことに成功している。このことから、極度に人なれが進んでしまったサル群れについては部分捕獲などによって加害レベルを下げることは非常に困難であると思われ、ここまで人なれが進む前の段階で効果的な対策を実施することが重要である。

甲賀A群については、個体数調整実施後には被害面積、金額ともに50%以上減少し、また、被害意識について「被害が軽減した」との回答が36.2%あったなど、被害の軽減効果が認められる。しかし、甲賀A群が現在でも集中的に利用している地域においては、いまだ被害が多発していることから、個体数調整の効果を一過性のものにしないために、集中利用地域を中心に継続的に被害対策を実施する必要がある。

これらのように、個体数調整を実施した 2 群については、被害を軽減させることが 出来ており、効果があったと評価される。しかし、ほとんどの地域では、いまだ群れ の管理である個体数調整より、有害鳥獣捕獲による対応が主となっている。このため、 捕獲の主体を有害鳥獣捕獲から個体数調整へ誘導していくために、個体数調整の実施 手続きをさらに簡素化するなどにより、各地域の動きをさらに促進していく必要があ る。

(4) 生息環境管理の状況

① 集落及び農地周辺の環境

人間とサルの生活域を分け、追い払いの効果を高めるための緩衝帯整備が、県事業などを活用し各集落で進められた(H21:28集落。H22:35集落。H23:34集落)。これらと組み合わせ、誘引物の徹底除去など集落および農地周辺の環境管理が進められ、サルによる被害の軽減に成功した地域(東近江市愛東外町)もある。しかし、農作物残渣が放棄されているなど非意図的な餌付けとなってしまっている集落や、侵入防止柵の上にまで樹木が被り、枝伝いの侵入を許している地域も見られるなど、さらなる対策の普及、拡大が必要である。

② 森林の保全・整備

平成 20 年度から 22 年度にかけて、手入れのされていない針葉樹林を 40%以上 の強度間伐をすることによって針広混交林に誘導する環境林整備事業が、年間 130 ~190ha 程度実施されてきた。しかし、県内にはまだまだ多くの手入れが行き届いていない人工林があることから、これらを適正に管理することや広葉樹を導入することによって森林のエサ場価値を上げ、人とサルの棲み分けを推進していく必要がある。

7 管理の目標

(1) 個体群の保全

県内の地域個体群が、将来にわたり安定的に存続できるように、群れ分布の連続性 に留意し、個体群の遺伝的多様性を確保する。

また、人間とサルの生活域を分けるため、サルが農地に依存することなく生息することができるように、生息環境の保全および整備に努める。

(2)被害の軽減

被害の軽減は、長期的な視野に立った効率的かつ効果的な総合的対策によることを 原則とするが、地域ぐるみによる総合的対策を実施しても、なお被害を軽減すること が困難な群れについては、個体群の保全を前提として、最小限の捕獲で効果的に被害 を減少させる。併せて、生息環境の保全および整備によって、各群れの行動域を集落 や農地からできるだけ遠ざける。

これら総合的な取り組みにより、集落依存度の高い群れの加害レベルを低下させる。

(3) 合意形成の体制整備

特定管理計画について地域内外の理解と支援を得るため、情報公開性を確保し普及 啓発活動に努める。

8 施策の内容に関する事項

(1) 群れごとの管理の方針

管理の方針は、市町が群れごとに決定する。方針の決定に当たっては、現在の被害 状況および被害対策の実施状況を踏まえつつ、関係市町と調整し、以下に示す個体群 の保全上の配慮、生息地の設定および被害対策の選択等を行うものとする。

① 個体群の保全上、配慮すべき群れ

個体群の保全上、配慮すべき群れとは、除去すると県内の群れの連続性が損なわれたり、分布分断の程度が大きくなるおそれのある群れを指す(表 4)。また、県内の群れは、中部地方から京都以西へと分布が連続する系統と、紀伊半島系統のものが生息するが、これら二つの系統を存続させる必要がある。

各群れの管理方針を決定する際には、以上のことに十分留意することとする。

表 4 個体群の保全上、配慮すべき群れ

群れ名		群れの特徴
西浅井	Α	群れ密度が低く、県東部と西部、福井県との分布の連結点
西浅井	В	である琵琶湖北部に生息する群れ
山東	В	群れ密度が低く、岐阜県の分布との連結点である県北東部 に生息する群れ
甲賀	В	
信楽	Α	県内で最も密度が低く、県内分布の南端で紀伊半島系統
信楽	В	まれて取り出及が低く、朱内カ州の用端で礼が十島未続 との連結点である群れ
大津	Α	この注心はこのなけれ
大津	D	

滋賀県に生息する104群から得た試料をもとにmtDNAを分析したところ、8種類のハプロタイプが検出され、mtDNAの変異分布の不連続性が確認されている(高木・川本、2002)。なお、Y染色体マイクロサテライトDNAの分析では、広域に出現するタイプと局所的にしか出現しないタイプに区別されている(川本、2007)。該当する群れが除去されると、遺伝的多様性を確保するために必要な群れ分布の連続性が損なわれたり、分布の分断化が進行するおそれがある。捕獲を実施する場合は、生息および被害状況を十分調査した上で、慎重な検討を行う。

② 生息地の設定、整備

地元住民との協議の上、群れの行動域または追い上げ可能地域に、将来サルの 生息を許容する地域を設定する。そして、その地域の森林植生について評価を行い、サルがそこに定着できるよう必要に応じて森林の保全、再生に取り組む。

③ 被害発生の程度の評価およびそれに応じた被害対策の選択

群れによる被害発生の程度の指標(加害レベル)は、農地や人間の居住地域への群れの出現頻度、群れによる被害発生頻度、群れの人なれの程度から評価する。

一般にサルによる被害の程度はサルの行動の変化とともに激しくなると考えられる。すなわち、集落・農地への出現頻度が高まるとともに人なれの程度が進み、 農作物被害が増加する。最終的には人家への侵入もみられ人身被害が発生する危険も生ずる。

加害レベルは、サルの状態に応じて必要な対策を選択しやすくするために、サルの行動を段階区分して示したものである。農地や人間の居住地域への出現頻度、被害発生頻度、サルの人なれの程度は互いに相関すると推測されるが、それぞれの指標を測定するための調査結果は誤差を含むので、この 3 つの指標の平均値によって加害レベルを表した。

「出現回数のレベル」は、調査期間中1日当たりの農地や人間の居住地域への 群れの出現回数を 10 段階に区分して表した。「被害発生頻度のレベル」は、調査 期間中1日当たりの群れによる農作物被害の発生回数を、これも10段階に区分し て表した。「サルの様子」とは、群れの人なれ程度をサルの行動で表現したもので あり、全く集落・農地には出てこない状態から人身被害を発生する状態までを10 段階に区分して表した(巻末資料1;脚注および下記「各指標について」参照)。

市町はこれら加害レベルを測定、評価し、図 8 の流れに従って例示してある被害対策の適用を検討することになる。各対策の内容は表 5 に示す。また、加害レベルのモニタリングにより、対策の効果を検証し、対策の改善に活かすこととする。

各指標について

◆出現回数のレベル

出現回数は、農地や人間の居住地域への群れの1日当たりの出現回数をもとに、「1日に1回以上」出現した群れをレベル10とし、以下「2日に1回以上」、「3日に1回以上」、「5日に1回以上」、「7日に1回以上」、「7日に1回以上」、「10日に1回以上」、「2ヶ月に1回以上」、「2ヶ月に1回以上」、「2ヶ月に1回以上」、「2ヶ月に1回以上」、「2ヶ月に1回未満」の10段階に区分して表す。

◆被害発生頻度のレベル

被害発生頻度は、群れによる農作物被害の1日当たりの発生回数をもとに、「1日に1回以上」被害を発生させた群れをレベル10とし、以下「2日に1回以上」、「4日に1回以上」、「7日に1回以上」、「12日に1回以上」、「20日に1回以上」、「50日に1回以上」、「3ヶ月に1回以上」、「6ヶ月に1回以上」、「6ヶ月に1回以上」、「6ヶ月に1回未満」の10段階に区分して表す。

◆サルの様子

- 1 サルはいるが山からは出てこなかった場合
- 2 一部のサルだけが山から出てくる場合
- 3 人の姿が見えたらすぐに逃げた場合
- 4 人が近づいた時だけ逃げ出した場合
- 5 民家周辺まで近づいた場合
- 6 男性を見た時だけ逃げた場合
- 7 追い払っても逃げなかった場合
- 8 人が近づくと威嚇した場合
- 9 家の中にまで入ってきた場合
- 10 人身被害があった場合

◆加害レベル

出現回数のレベル、被害発生頻度のレベル、サルの様子の3つの指標を平均して算出する。

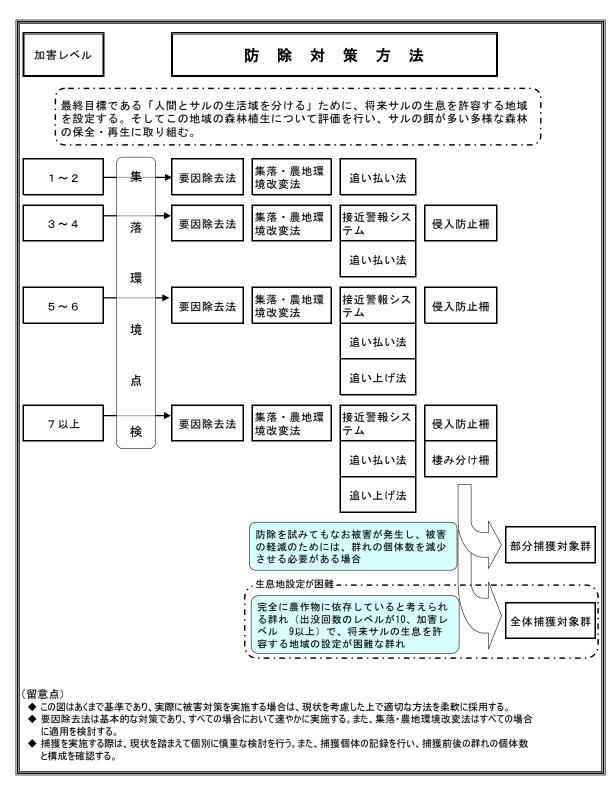


図8 被害発生の程度に応じた被害対策の種類

a. 集落環境点検

集落と行政などの関係者が野生動物の出没原因を正しく認識することによって、地域の課題を整理・再認識し、地域の実情に応じた対策を選択・実施することを目的として行うもの。

行政と集落住民がともに集落を歩き、現状対策の弱点や侵入原因・ルートを把握し、共通認識とする。点検で得られた情報は野帳や地図に記入し、関係者全員が対策の必要性を共有しやすくする。その際には、GISを活用すると、情報の整理、更新が容易となる。

b. 要因除去法

集落や農地にサルを誘引する原因を取り除くことによって、群れを集落や農地に近づけない、または近づけるきっかけを与えないための方法。

防除の基本であり、すべての場合において簡単にできるものは速やかに実施する。集落や農地に近づける要因としては、収穫しない果樹や農作物、捨てられた生ゴミや農作物、休耕地や法面に生える草本等が挙げられる。

c. 集落·農地環境改変法

物理的または心理的障壁を作ることによって、集落や農地周辺にサルを近づきにくくする方法。

サルが農地に侵入する際に障壁となるよう農道、用水路等を配置する。また、人間とサルの生活域の境界である林縁部を伐採し、隠れ場のない緩衝地帯を設置したり、裏山に積極的に人間が入ったり、イヌをつれて早朝の散歩を行うこと等が挙げられる。

すべての場合において、適用を検討する。

d. 接近警報システム

群れの現在位置、移動方向等の情報を住民に提供し、収穫日の調整を行ったり、追い払いの実施等で被害を未然に防ぐ方法。電波発信機を利用して群れの情報を収集し、有線放送等を通じて住民に情報を提供する。地域住民に対して対象とある群れの特性を十分に周知させることも必要である。

e. 追い払い法

集落や農地に出没したサルを集落や農地から追い出す方法。花火、爆竹、銃器の使用、およびイヌにサルを追わせることで、効果が増す。根気よく長期間続ける必要がある。

f. 追い上げ法

群れを集落や農地から離れた山間部等、具体的に目的地を設定し、追い上げる方法。追い上げる場所に群れの生息に適した森林が存在し、かつ他の群れが存在しない場合に有効である。

g. 侵入防止柵

農地だけを漁網、電気柵、金網ハウス、おうみ猿落(えんらく)君等の柵で囲う方法である。

h. 棲み分け柵

群れの行動域と集落・農地等人間の活動域全体を物理的に隔てる方法。長期にわたって侵入を防ぐためには、支柱・電線・基礎等に工夫が必要であり、草刈り等施設の維持管理が欠かせない。このため、設置や維持にかかる経費が大きい。既存の農道や用水路をうまく利用したり、集落・農地環境改変法と併せて導入すると、より効果的である。

(2)地域実施計画

市町は、各群れのごとの管理方針に基づき、地域実施計画を定める。地域実施計画には、以下の事項を踏まえ、「防除、個体数調整等の被害対策」、「生息環境の保全・整備」等の具体的内容を定めることとする。各対策は、管内図に示す等、GIS 等を利用しつつ視覚化に努め、住民等関係者の合意形成に役立つよう配慮する。

なお、地域実施計画の策定に当たっては、専門家の助言を受けることとし、広域協議会において関係する市町と調整、情報の共有を図ることとする。また、県は、市町が地域実施計画を定める際に、個体数管理にあたって必要になるサル群れの行動域や個体数などの情報を提供したり、各種助言をするなど最大限の協力を行う。

(3)被害対策(防除)

図8、表5等を参照し、各群れの状況にあった効果的な方法を選択する。

防除を実施するに当たっては、地域ぐるみによる総合的対策に取り組むことが重要である。したがって、各群れの生息・被害状況を地域住民に十分周知するとともに、当該被害対策を選択した理由等について説明し、十分な理解を得るように努める。これにより、問題点について地域住民自らが共通認識とできるような合意形成を図り、地域住民と県、市町、JA等が連携して対策に取り組むこととする。

また、特に被害発生初期には、追い払いが非常に有効である。このため、加害レベルが低い状態であっても、群れが集落に出没し始めた場合、積極的に追い払いを実施しなくてはならない。また、ある程度加害レベルが高くなってしまった群れに対しても、集落全体で徹底的な追い払いを実施する(東近江市の例)ことや、森林内にまで追い上げを続けること(大津市の例)によって、行動圏を集落付近から移動させることが可能である。

(4)被害対策(捕獲)

捕獲には個体数調整と有害鳥獣捕獲があるが、これらの違いは表 6 のとおりである。

表 6 個体数調整と有害鳥獣捕獲の違い

	許可権者	目的	捕獲可能数	捕獲時期	実施手続き	個体群保全について
個体数調整	県知事	著しく増加 し、被害が 大きな群れ の個体数の	特定管理計画期間中に 捕獲実施前の群れの個 体数の50%まで捕獲可 能。なお、全体捕獲対 象の群れについては、 群れ全体の捕獲が可 能。	被害時期にかかわらず、許可期間を通して可能	_ ,,,,,, ,	市町界を超えた広域的な観点から個体群保全への配慮が可能
有害鳥獸捕獲	市町長				特定計画によ る捕獲基準に 適合すれば、 市町長が許可	存続が必要な群れを 絶滅させるおそれがあ る

① 個体数調整

巻末資料 2 および 3 に、個体数調整の対象となる捕獲対象群を示した。ただし、 サルの行動は年々変化するので、巻末資料 1、2 および 3 はあくまで参考とし、新 たなデータがある場合はそれを活用することが望ましい。特に全体捕獲対象とな る可能性のある群れの対策については、群れの行動域や個体数を精査するなど、 慎重な検討が必要である。

また、県下各地域で 100 頭を超えるような大規模な群れが確認されているが、このような群れによる被害が非常に大きく、防除対策を行うのみでは被害が軽減できないと考えられる場合においては、地域ぐるみの総合的な対策の実施と併せ、積極的に適正な個体数調整を行うこととする。あわせて、群れ密度が非常に高い地域では、それぞれの群れの加害レベルは低くとも、入れ替わり集落に出没することによって、集落が多大な被害を受けている可能性がある。このような地域においても、被害軽減のためには群れの数を減少させる必要があると判断される場合は、積極的に個体数調整を検討することとする。

個体数調整を実施するにあたっては、対象以外の群れの個体を錯誤捕獲してしまうことを避けるため、特に群れの密度が高い地域においては、群れごとに行動域や個体数の詳細な調査を行い、対象群れを特定し、目標頭数を捕獲することが可能とする必要がある。

なお、個体数調整を実施する際のフローを図9に示す。

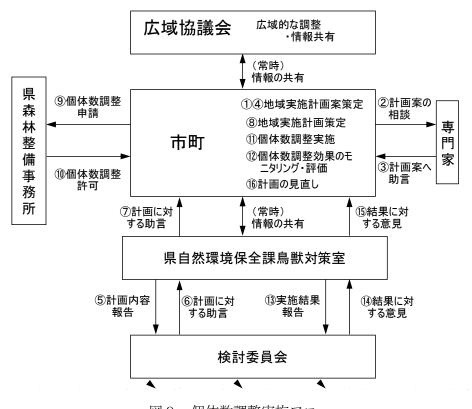


図9 個体数調整実施フロー

i 部分捕獲対象群

加害レベルが 7 以上の群れであり、地域ぐるみでの総合的対策を試みてもなお被害が軽減できない場合は、個体数調整により個体数を減少させる。

捕獲により、特定管理計画期間中は、群れの頭数を、捕獲実施前の群れの頭数の50%まで、または70頭程度に減少させることが可能とする。ただし、オトナメスの頭数が5頭以下となった群れについては、群れが絶滅するおそれがあるため、原則として部分捕獲の対象としない。また、捕獲の実施に当たってはバランスのとれた構成の群れとして残す配慮をするとともに、捕獲可能頭数を超えて捕獲した場合は、超えた頭数について速やかに放獣する。捕獲を行う場合は、その効果を高めるため、加害度の高い個体を特定し、その個体を優先的に捕獲するように努めることとする。

また、捕獲による群れへの威嚇効果および個体数減少効果を最大限引き出し、 隣接群の移入を防ぐため、農地周辺の誘引物の管理、捕獲されずに残った個体 の奥山方向への追い上げ等防除対策を徹底することとする。

なお、部分捕獲を実施する際の要件を表7に示す。

項目	内容	チェック
加害レベル評価	・被害発生集落において、適切な加害レベルの評価が行われているか	
加音グベル計画	・加害レベルが7以上であるか	
	・サルが集落へ出没する要因となっているものが特定され、可能な限り除去されているか	
	・侵入防止柵、棲み分け柵が適切に設置されているか	
被害管理	・群れが出没する集落において、花火やエアガン等による組織的な追い払いが 積極的に行われているか	
	・地域ぐるみによる追い払いや柵等のメンテナンスが行われているか	
	・サルが侵入しにくいように環境整備が行われているか	
	・将来サルの生息を許容する場所について議論されているか	
生息地管理	・可能な地域においては、森林の間伐等により、サルが生息しやすい環境整備 が行われているか	
 個体数管理	・群れの行動域や個体数、移動経路が把握できているか	
四件数百生	・対象以外の群れを錯誤捕獲する危険性は小さいと思われるか	
	・群れの生息・被害状況を地域住民に周知しているか	
	・住民が正しい知識に基づき、対策を総合的かつ広域的に実施する必要性が 理解されているか	
合意形成	・対策について、住民と行政とで現状と問題点を共通認識し、合意形成が図ら	
	れているか ・座談会等で正しい防除等の知識の普及等に努めているか	
	・上記の3つの管理方法が総合的かつ広域的に実施できているか	
 対策の評価	・モニタリングの体制が整っているか	
~1次~61間	・対策の効果測定がされており、その評価に基づく計画の見直し体制が整備されているか	

ii 全体捕獲対象群

極度に農地や人間の居住地域に依存していると考えられる出没回数のレベルが 10 で、かつ、加害レベルが 9 以上の群れであり、追い上げ可能地域がない等、 将来的な生息地の設定が困難な群れについて、地域ぐるみでの総合的対策を試みてもなお被害が軽減できない場合は、全体捕獲対象の群れとする。

捕獲を実施した後も、隣接群の移入を防ぐため、集落や農地、それら周辺の 誘引物や雑草など隠れ家の除去管理等の要因除去について、継続して徹底する こととする。

なお、全体捕獲を実施するに当たっては、群れの分布の連続性を確保し、地域個体群の安定維持に格段の配慮をする。特に、8(1)①の群れについては慎重に対処する。

表 8 全体捕獲の実施要件

内容	チェック
・被害発生集落において、適切な加害レベルの評価が行われているか	
・出没レベルが10以上で加害レベルが9以上であるか	
・サルが集落へ出没する要因となっているものが特定され、可能な限り除去されているか	
・侵入防止柵、棲み分け柵が(周辺の群れの移入防止の観点からも)適切に 設置されているか	
・群れが出没する集落において、花火やエアガン等による組織的な追い払いが 積極的に行われているか	
・地域ぐるみによる追い払いや柵等のメンテナンスが行われているか	
・サルが侵入しにくいように環境整備が行われているか	
・全体捕獲実施簿も、誘引部の管理・除去や他群の監視塔侵入防止対策が 定められているか	
・将来サルの生息を許容する場所が設定できない理由について議論がされてい	
h	
ļ	
・対象以外の群れを錯誤捕獲する危険性は小さいと思われるか	
・全体捕獲を行うことにより、地域個体群へ与える影響を考慮しているか	
・全体捕獲を実施した場合、取り残し個体への対応について定められているか	
・群れの生息・被害状況を地域住民に周知しているか	
・住民が、全体捕獲後も、正しい知識に基づき、対策を総合的かつ広域的に	
実施する必要性が理解されているか	
<u> </u>	
<u> </u>	
<u></u>	
	・被害発生集落において、適切な加害レベルの評価が行われているか ・出没レベルが10以上で加害レベルが9以上であるか ・サルが集落へ出没する要因となっているものが特定され、可能な限り除去されているか ・侵入防止柵、棲み分け柵が(周辺の群れの移入防止の観点からも)適切に設置されているか ・群れが出没する集落において、花火やエアガン等による組織的な追い払いが積極的に行われているか ・地域ぐるみによる追い払いや柵等のメンテナンスが行われているか ・サルが侵入しにくいように環境整備が行われているか ・全体捕獲実施簿も、誘引部の管理・除去や他群の監視塔侵入防止対策が定められているか ・将来サルの生息を許容する場所が設定できない理由について議論がされているか ・非れの行動域や個体数、移動経路が把握できているか ・対象以外の群れを錯誤捕獲する危険性は小さいと思われるか ・全体捕獲を実施した場合、取り残し個体への対応について定められているか ・全体捕獲を実施した場合、取り残し個体への対応について定められているか ・群れの生息・被害状況を地域住民に周知しているか ・详れの生息・被害状況を地域住民に周知しているか ・住民が、全体捕獲後も、正しい知識に基づき、対策を総合的かつ広域的に

② 有害鳥獣捕獲

以下のとおり、基本的には加害個体の除去に限って許可できるものとする。ただし、特定管理計画に基づく群れの管理方針および地域実施計画が決定されるまでの間、暫定的な措置として個体数調整の捕獲対象群にも有害鳥獣捕獲を許可できるものとする。

有害鳥獣捕獲は、群れの個体数の年増加を大きく超えない等、群れの個体数を大きく減少させるおそれのない範囲で行うこととする。野生群の個体数の年増加率は 3%から 10%程度だと考えられるため、有害鳥獣捕獲における年間捕獲数の上限は、捕獲前の群れの個体数の 10%以内とする。

i 加害個体の除去

群れから離れた個体および捕獲対象群以外の群れに属する特定の個体が、農作物被害または生活環境被害を繰り返し発生させる場合について、まず追い払いを実施し、それでも被害の発生を防止できなければ、有害鳥獣捕獲する。また、人身被害の発生等、緊急を要する場合も有害捕獲する。

ただし、捕獲対象群以外の群れに属する個体の捕獲に当たっては、上記の捕獲数の上限に十分留意することとする。

ii 捕獲対象群に属する個体の除去

個体数調整の捕獲対象群(巻末資料 2、3)について、被害が発生し、捕獲以外の方法では被害の防止ができないと認められる場合には、有害鳥獣捕獲する。この場合にあっては、必ずしも加害個体の特定は必要ではないが、効果的に被害を減少させるため、加害度が高いと考えられる個体の捕獲に努めることとする。

③ 捕獲後の個体の処理方法

i おりによる捕獲

おりによって捕獲した後は、原則として、銃または深麻酔等による安楽死処分を行い、実験動物として譲渡しない。死体は、可能な限り、保護管理を目的としたデータ分析のために資料化する。また、死体は山野に放置することなく焼却等、適正に処理する。

ii 銃器による捕獲

死体は、可能な限り、管理を目的としたデータ分析のために資料化する。 また、死体は山野に放置することなく焼却等、適正に処理する。

(5) 生息環境の保全・整備

① 集落および農地周辺の管理の方針

i 餌付けをしない

サルに対する餌付けは、人なれを促進するとともに、不自然な個体数増加を招き、被害発生の原因となる。このため、滋賀県では、平成18年3月に制定された「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づき、サルを指定野生鳥獣種に指定し、その野生個体に対しては、原則としてエサを与えることを禁止している。

ii 誘引要因を除去する

サルに対して、農地・集落をエサ場と認識させたり、不用意に誘引しないよう、出荷しない農作物や生ゴミ等を放置しない。また、作付時期や収穫時期以外にエサとなるものを農地に残さない。

iii 人間や農地を怖いと教える

集落や農地に出てくるようになったサルは、適切に対応しないと、徐々に人間を怖がらなくなる。また、サルには人間を見分ける能力がある。したがって、サルを集落内で見たときは地元住民が中心となって必ず追い払う等、サルに農地や人間の怖さを教える。

iv 人間とサルの生活域を分けるための境界を設ける

サルが人間の生活域に侵入しないよう心理的な障壁とするため、また、追い 払いの効果を高めるため、人間とサルの生活域の境界である林縁部を伐採して、 隠れ場のない緩衝地帯を設けるよう努める。

ただし、伐採後の草地は、放置しておくと、藪化する等して、エサ場価値が上がったり、里への通り道になる可能性があるので、伐採後の管理を継続することが重要である。管理の省力化を図るためには、緩衝地帯に牛や羊などを放牧する等の方法がある。

これらの対策を実施する際には、地元住民の参加を得つつ、各種補助事業も活用する。

② 森林の保全・整備に関する方針

人間とサルの生活域を分けるため、サルのエサが多い多様な自然植生の保全・ 整備に努める。

特に、将来サルの生息を許容する生息地を設定した場合は、地域住民が追い上げを行うときの目標地点となるように周知する。また、これらの地域の森林植生について評価を行い、サルがそこに定着できるよう必要に応じて森林の保全・再

生に努める。これらの対策を実施する際には、各地域の森林整備計画との整合性 に配慮しながら、各種補助事業も活用する。

なお、近年、昆虫が媒介する菌によりナラ類が枯死するナラ枯れが本県でも広く発生している。ナラ枯れがサルの生息環境に与える影響は不明であるものの、 エサ資源の減少に結びつく可能性が高いため、状況については注視していく必要がある。

i 広葉樹の割合が比較的多い森林

広葉樹林はサルの生息に必要な果実や葉等を豊富に供給する。したがって、 現存する広葉樹林は、緩衝地帯の設置等に係る整備を行う場合を除き、可能な 限り減少させないようにする。

ii 針葉樹人工林の割合が比較的多い森林

間伐は、林内照度の増加させることによって下層植生を導入することになり、 結果的にサルのエサ資源を増加することにつながるため、特に手入れが十分に されていない人工針葉樹林における適切な間伐を推進する。

なお、集落から遠い場所を中心に広葉樹を導入し、針葉樹と広葉樹の混合林 への誘導を推進する。

(6)移入種の扱いについて

タイワンザル等移入種と認められる霊長類が確認された場合は、速やかに当該個体 を除去する。

9 その他計画の実施に必要な事項

(1) モニタリングの実施

状況の変化に応じて適切な計画に見直すため、また、様々な対策について県民に対して説明責任を果たすため、県および市町は、以下のモニタリングを実施する。県は 実施したモニタリングおよび市町から報告のあったモニタリング結果について取りま とめた上、専門家から成る検討委員会に報告し、必要に応じて公表する(図 11 参照)。

① 生息状況

県は、県内の群れの個体数、分布等、生息状況のモニタリングを実施する。得られたデータは、必要に応じて市町へ提供する。

市町についても、集落の協力を得て、管内の群れの個体数、分布等についてできる限り把握に努める。

② 被害発生状況

市町は、地元住民と連携して、出現回数、被害発生回数等の被害状況および被害額等の被害量を集落の協力を得て把握し、県に報告する。併せて、試験研究機関等と情報交換を図りながら、被害状況から各群れが及ぼす被害の変化を把握する。また、これらをもとに、捕獲および被害防除実施の効果と影響を評価する。

③ 被害防除実施状況

市町その他の防除実施主体は、被害防除のうち、接近警報システムの導入、侵入防止柵・棲み分け柵の設置状況について、実施方法・実施数量・実施場所・実施時期等を毎年記録する。要因除去法、集落・農地環境改変法、追い払い法、追い上げ法による実施状況についても、可能な限り、記録するよう努める。

4 捕獲状況

市町その他の捕獲実施主体は、捕獲対象となった群れについて、捕獲の前後に 個体数および構成を確認するとともに、捕獲したすべての個体を対象に、捕獲日 時・群れ名・捕獲場所・性別・年齢・写真・処理の方法を1頭ずつ記録し、速や かに県に報告する。

この報告を受け、県は、特定管理計画に基づいた適正な捕獲等が行われていないと認めるときは、速やかに改善を指導することとする。

(2)計画の実施体制

① 実施体制の整備について

計画の実施に当たっては、県関係機関、試験研究機関、市町、農林業者(団体)、 地域住民、森林管理署、狩猟者団体等が連携するとともに、関連NPO、ボラン ティアからも協力を得るよう努める。また、地域における対策が根付くよう、継 続性のある地域リーダーの育成に努める。

県は、各種被害対策の支援を行うとともに、国に対して支援の要望を行う。併せて、マニュアル等の整備や研修会の開催等により、市町および農林業者等に対して、特定管理計画の推進のために必要な防除方法やモニタリング方法等の知識や技術を提供する。また、野生獣被害防止対策支援チーム(農業経営課、耕地課、農業農村振興事務所、農業技術振興センター)を通じ、「地域ぐるみによる総合的な対策」をより一層推進する。

市町は、群れごとの保護管理方針および地域実施計画を作成する。そして、地域実施計画の実施主体として、地元の農林業者等を含めた地域ぐるみの被害対策組織を整備し、防除、捕獲、生息環境の保全・整備等を行う。その際には、広域協議会を活用し、関係する市町間の情報共有、調整を行う。

なお、行動域が隣接府県とまたがる群れについては、県が隣接府県と連携・調整を行う。

また、県は、専門家から成る検討委員会を設置し、特定管理計画の実施や見直しのために必要な事項について意見を聴くこととする(図 10 参照)。

② 合意形成について

特定管理計画の実施に当たっては、県および市町が調整して、計画内容やモニタリング結果等の情報公開に努め、農林業団体、自然保護団体等、広く県民の合意形成を図る。

③ 普及・啓発について

県および市町は地域内外の理解と支援を得るため、被害の現状、実施する施策等について、普及広報活動を推進する。

④ 計画の見直しについて

9(1)のモニタリング結果を踏まえて、市町は、対策の内容の改善を検討し、必要に応じて群れごとの保護管理の方針および地域実施計画を見直す。

これらの作業を踏まえ、県は、特定管理計画について、原則として平成 30 年に 見直しを行うこととする。ただし、状況が変化するなど内容を見直すことが必要 となった場合は、計画期間にかかわらず特定管理計画を見直すこととする。

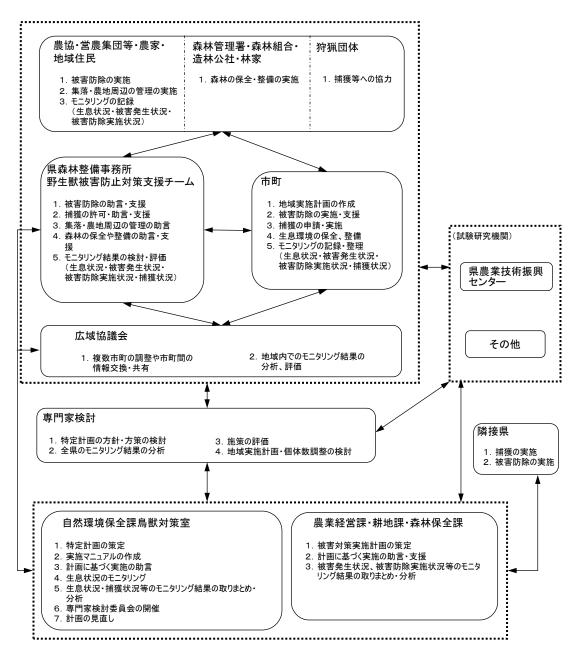


図 10 特定管理計画の実施体制

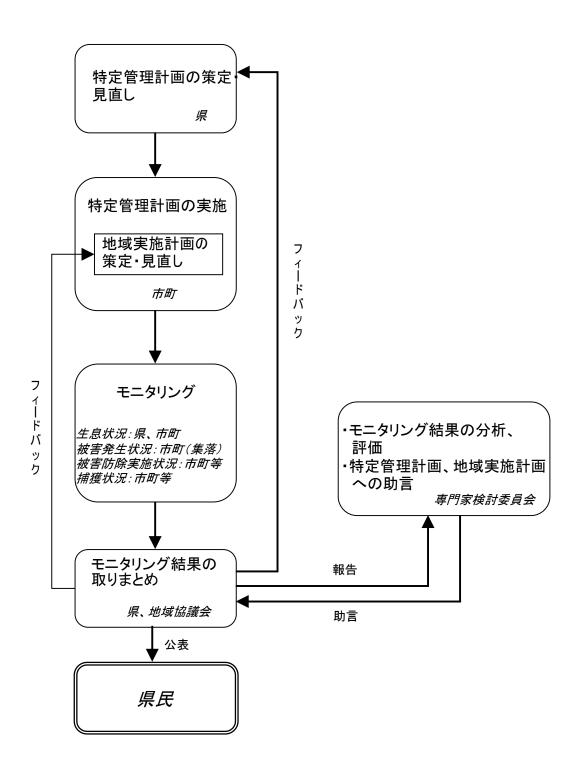


図 11 特定管理計画実施の流れ

巻末資料1 滋賀県に生息する群れ一覧

巻末資料1 級質県に生息する跡れ一覧													
			第2次第	 				第3次	計画				
市町名	群九名	出現回数	被害発生 頻度の レベル	サルの 様子	加害 レベル	出現回数	被害発生 頻度の レベル	サルの 様子	加客レベル	加害レベルの変化	個体数	調査 年度	備考
大津市	大津A	5	4	8	6	7	7	7	7	1	30	H23	
大津市	大津B	7	7	9	8	5	4	8	6	24	50	H23	
大津市	大津C	1	0	4	2	6	5	7	6	4	30	H23	
大津市	大津D	8	5	9	7	9	8	9	9	2	80	H23	
大津市	大津E	10	9	9	9	-	-	-	-	-	-	H23	消滅
大津市	大排F	5	4	8	6	6	5	6	6	0	50	H23	\Box
大律市	大排G	7	7	8	7	7	8	7	7	0	55	H23	
大津市	大律H	6	6	9	7	9	8	10	9	2	60	H23	400
大律市	大津I	-	-	-	_	7	7	8	7	-	50	H23	新規
大津市	志賀A	4	5	8	6	7	7	8	7	1	40	H23	\vdash
大津市	志賀B	4	4	9	6	6	6	8	7	1	40	H23	\vdash
大津市	志賀C	-	-	-		7	5	6	6	-	35	H23	diction.
大律市	宇治田原A	-	-	-		6	6	8	7	-	35	H23	新規
甲賀市	甲賀A 甲賀B	9	8	9	8	10 10	9 10	10 9	10	2	102 61	H21 H20	\vdash
甲賀市	甲質C	-	-	9	0	9	9	8	9	-	77	H20	新規
甲製市	甲賀D	_	-	-		6	6	5	6	_	89	H20	新規
甲賀市	借楽A	7	5	10	7	5	4	9	6	-1	26	H20	(01.00)
甲賀市	信楽B	8	8	7	8	7	8	7	7	-1	50	H20	\vdash
甲賀市	常楽〇(和東人	9	9	9	9	6	6	8	7	-2	50	H23	\vdash
甲賀市	±шл	7	7	8	7	-	-	-		-	-	H20	\vdash
甲賀市	±шВ	10	9	8	9	7	7	7	7	-2	60	H20	\vdash
甲賀市	±ώc	4	5	3	4	9	8	9	9	5	40	H20	\vdash
甲賀市	±ώε	-	-	-		4	5	3	4	-	50	H20	\Box
甲賀市	±шF	8	8	8	8	6	5	7	6	-2	30	H20	\vdash
甲賀市	±шс	1	0	5	2	-	-	-		-	-	H20	\Box
東近江	受束Λ	9	6	9	8	9	7	7	8	0	50	H21	
會折江	受東B	9	8	8	8	6	5	5	5	-3	108	H21	
東近江	委束D	-	-	-		-	-	-		-	-	H20	
東近江	愛東E	-	-	-		-	-	-		-	81	H21	新規
東近江	永原寺A	9	8	8	8	9	7	6	7	-1	60	H21	
東近江	未振寺B	10	7	00	8	9	7	9	8	0	55	H21	
南近江	永振寺C	8	8	9	8	8	6	8	7	7	50	H21	
東近江	永源寺D	-	-	-		-	-	-		-	-	H20	
東近江	未振寺E	5	0	8	4	5	1	6	4	0	40	H21	
東近江	未振寺F	6	4	8	6	6	3	6	5	-1	50	H21	\Box
東近江	永原寺G	-	-	-		-	-	-		-	-	H20	\Box
東近江	永原寺H	6	7	7	7	7	1	7	5	-2	45	H21	igwdot
東沂江	永源寺I	-	-	-		-	-	-		-	-	H20	$\vdash \vdash$
東近江	永源寺J	-	-	-		7	1	4	4	-	100	H21	$\vdash \vdash$
東近江	水源寺K	8	8	8	8	-	-	-		-	-	H20	$\vdash \vdash$
東近江	未振寺L	-	-	-		5	1	5	4	-	27	H21	$\vdash \vdash$
東近江	永振寺M	9	8	8	8	9	7	5	7	-1	90	H21	$\vdash \vdash$
實近江	永源寺O	-	-	-		8	5	7	7	-	50	H21	$\vdash \vdash$
日野町	日野人	9	9	8	9	7	6	10	8	-1	181	H20	$\vdash \vdash$
日野町	日野B	7	7	8	7	9	8	8	8	1	100	H21	$\vdash \vdash$
日野町	日野D	7	7	8	7	8	7	6	7	0	55	H20	$\vdash \vdash$
日野町		1	0	5	2	9	7	8	8	6	137	H21	$\vdash \vdash$
日野町	日野F	-	-	-		7	5	5	6	-	60	H20	AC DE
日野町	日野G	-	- 0	-		6	6	6	6	-	70	H20	新規
彦根市	彦根人	9	9	8	9	7	5	9	7	-2	50	H21	$\vdash \vdash \vdash$
彦根市	彦根C	5	4	8	6	7	5	9	7	1	55	H21	\Box

			第2次1	- mar				第3次	ti wi				
市町		出現回數	被害発生	サルの	加害	出現回數	被害発生	サルの	加害	加害		78.0	
E 极	群北名	のレベル	顔度の レベル	様子	ルベル	のレベル	頻度の レベル	様子	ルベル	レベル の変化	個体数	調査 年度	備考
彦標市	彦模D	10	9	8	9	7	5	9	7	-2	95	H21	
委在町	業在Λ	5	5	4	5	7	4	5	5	0	80	H21	
甲良町	甲島人	9	8	8	8	7	5	5	6	-2	50	H21	
多質町	多質A	10	8	8	9	8	5	8	7	-2	75	H21	
多質町	多質B	9	7	9	8	8	7	7	7	-1	100	H21	
多質町	多質C-1	9	7	9	8	10	8	7	8	0	55	H21	
多質町	多質C-2	-	-	-		9	6	7	7	-	50	H21	新規
※餐町 多餐町	多質C-3 多質D	9	7	7	8	8	5	- 7 8	7 4	-4	50 40	H21	新規
多質町	多質E-1	3	3	8	5	6	4	5	5	0	55	H21	
多智町	多質E-2	-	-	-		7	4	7	6	-	100	H21	新規
多質町	多質F	9	8	8	8	9	7	9	8	0	50	H21	(#1.7%
多質町	多質G	-	-	-		4	1	4	3	-	35	H21	
多質町	多質H	2	2	5	3	5	1	6	4	1	55	H21	
米原市	山東A	4	5	7	- 5	9	8	8	8	3	40	H22	
來原市	山東B	7	7	8	7	7	7	5	6	-1	50	H22	
米原市	後井C/B	-	-	-		7	7	5	- 6	-	60	H22	*
米原市	米原B	7	6	9	7	5	.5	6	5	-2	85	H18	
朱原市	米原C	-	1	-		-	-	-	-	-	_	H21	消滅
長浜市	後井A	9	8	9	9	8	8	8	8	7	97	H22	
長浜市	提井B/C	-	•	-		7	7	8	7	ı	100	H22	薬
長浜市	伊吹A	8	7	8	8	10	9	9	9	1	143	H21	
長浜市	伊吹B	-	-	-		2	3	4	3	-	20	H22	新規
長祭市	樹北A	6	7	8	7	8	6	8	7	0	100	H22	
長浜市	湖北B	-	-	-	_	8	7	7	7	-	100	H22	新規
長祭市	高月A	6	7	9	7	8	8	8	8	1	60	H22	
長祭市	木之本人	7	7	8	7	7	7	9	8	1	60	H22	
長祭市	木之本B	7	7	9	8	9	7	9	8	0	100	H22	
長浜市	木之本C	1	2	4	2	7	6	7	7	5	80	H22	
長祭市	木之本D	7	7	9	8	7	6	8	7	-1	57	H22	_
長祭市	木之本E 余弱A	-	-	5		5	8	9	5	-	60	H22	_
長兵市 長兵市	余容B	4	5	7	5	9	8	9	9	5	120 120	H22	_
長城市	余器C	-	-	-	9	6	6	9	7	-	100	H22	新規
長浜市	余兵D	_	-	_		6	5	7	6	_	80	H22	新規
長浜市	余兵E	-	-	-		4	4	7	5	_	50	H22	新規
長城市	西後井A	7	7	6	7	8	6	8	7	0	60	H22	P1.06
長無市	西接非B	4	4	4	4	9	8	8	8	4	60	H22	\vdash
長兵市	西接非C	1	3	3	2	7	5	8	7	5	100	H22	
高島市	マキノハ	8	7	9	8	8	4	8	7	-1	120	H22	\vdash
高島市	₹/B	3	4	7	5	7	4	8	6	1	100	H22	
高島市	マキノC	6	7	6	6	7	5	9	7	1	100	H22	
高島市	₹/D	6	6	5	6	9	7	9	8	2	175	H22	\vdash
高島市	マキÆ	6	7	5	6	7	5	5	6	0	80	H22	\vdash
高島市	マキノド	-	-	-		7	5	8	7	-	100	H22	
高島市	マキノロ	-	-	-		8	3	5	5	-	60	H22	
高島市	₹/H	4	2	1	2	4	1	4	3	1	50	H22	
高島市	マキノK	-	-	-		7	1	5	4	-	70	H22	
高島市	マキル	-	-	-		3	2	5	3	-	50	H22	
高島市	マキノM	1	2	2	2	4	1	7	4	2	60	H22	
高島市	マキノN	4	5	5	5	6	5	8	6	1	60	H22	
高島市	マキノロ	-	-	-		4	1	4	3	-	30	H22	
高島市	今津B	8	8	4	7	7	7	8	7	0	68	H23	
高島市	今律C	5	5	5	- 5	9	8	9	9	4	74	H22	
高島市	今津E	-	-	-		5	1	4	3	-	50	H23	

市町名	群九名	第2次計画			第3次計画								
		出現回数のレベル	被害発生 頻度の レベル	サルの様子	加害レベル	出現回数 のレベル	被害発生 額度の レベル	サルの 様子	加害レベル	加客レベルの変化	個体数	調査 年度	備考
高島市	今津F	6	5	7	6	7	5	6	6	0	50	H23	
高島市	今津G	12	8 32 8	-	8 8	3	1 1	4	3	-	30	H22	
高島市	今津H	5	6	8	6	6	4	5	5	-1	25	H23	
高島市	今淮J	1	2	5	3	5	4	5	- 5	2	35	H23	
高島市	朽木B	6	7	8	7	8	7	9	8.	1	80	H23	
高島市	朽水C	4	4	5	4	6	5	7	6	2	40	H23	
高島市	朽木D	3	4	8	5	3	4	7	. 5	0	30	H23	
高島市	朽木E	5	6	8	6	2	1	4	2	-4	25	H23	
高島市	朽木F	6	6	7	6	7	4	6	6	0	.50	H23	
高島市	朽木G	.7	7	9	8	9	9	7	8	0	50	H23	
高島市	朽木H	- 3	(osa ()	- 5	8 3	7	6	7	7	-	40	H23	新規
高島市	朽木I	=	- 3 2 21 v	5	V 9	7	7	8	. 7	. =	50	H23	新規
高島市	朽村	3	·	75	î î	4	4	7	5	-	40	H23	新規
高島市	朽木K		() ()	-		4	3	5	4		35	H23	新規
高島市	安曇川A	8	8	4	7	7	. 5	9	7	0	40	H23	
高島市	安曇川B	10	9	9	9	5	5	7	6	-3	100	H23	
高島市	高島A	7	7	8	7	7	6	8	7	0	53	H23	
高島市	高島B	4	5	7	5	6	4	8	6	1	35	H23	
高島市	高島D	8	7	9	8	5	2	5	4	-4	30	H23	
高島市	新旭A	9	8	8	8	7	6	8	7	-1	90	H23	

◆出現回数のレベル

出現回敷は、農地や人間の居住地域への群れの1日当たりの出現回敷をもとに、「1日に1回以上」出現した群れをレベル10とし、以下 「2日に1回以上」、「3日に1回以上」、「5日に1回以上」、「7日に1回以上」、「10日に1回以上」、「20日に1回以上」、「1ヶ月に1回以 上」、「2ヶ月に1回以上」、「2ヶ月に1回未満」の10段階に区分して表した。

◆被害発生頻度のレベル 被害発生頻度は、軽れによる農作物被害の1日当たりの発生回数をもとに、「1日に1回以上」被害を発生させた群れをレベル10とし、以 下「2日に1回以上」、「4日に1回以上」、「7日に1回以上」、「12日に1回以上」、「20日に1回以上」、「50日に1回以上」、「3ヶ月に1回以 上」、「6ヶ月に1回以上」、「6ヶ月に1回未満」の10段階に区分して表した。

◆サルの様子

- 1 サルはいるが山からは出てこなかった場合 6 男性を見た時だけ遂げた場合 2 一部のサルだけが山から出てくる場合 7 迫い払っても逃げなかった場合 8 人が近づくと威嚇した場合 4 人が近づいた時だけ逃げ出した場合 9 家の中にまで入ってきた場合 5 民家周辺まで近づいた場合 10 人身被害があった場合

※ この表は、自然環境保全課が平成20年度から平成23年度に実施したモニタリング結果、および市町からの報告を基に作成した。各レベルについては今後の調査結果や研究成果によって適宜修正が必要である。

※ 備考「※」については、伊吹A群の分派の可能性がある群れ。今後、発信器装着による確認が望まれる。

卷末資料2 部分捕獲対象群一覧

合本其何4	19万倍使为 80种	240					
市町	群れ名	出現回数のレベル	被害発生 頻度のレベ ル	サルの様子	加害 レベル	参考 個体數	調査年度
	※ 大津A	7	7	7	7	30	H23
l [※ 大津D	9	8	9	9	80	H23
1 [大津G	7	8	7	7	55	H23
大津市	大津H	9	8	10	9	60	H23
人事中	大津1	7	7	8	7	50	H23
l [布質A	7	7	8	7	40	H23
1 1	志賀B	6	6	8	7	40	H23
	宇治田原A	6	6	8	7	35	H23
	甲質C	9	9	8	9	77	H20
l [※ 信楽日	7	8	7	7	50	H20
甲貨市	信息C(和TAA)	6	6	8	7	50	H23
[±ШВ	7	7	7	7	60	H20
「	±ЩС	9	8	9	9	40	H20
	爱東A	9	7	7	8	50	H21
[永温寺A	9	7	6	7	60	H21
東近江市	永羅寺B	9	7	9	8	55	H21
東班江市	永運寺 C	8	6	8	7	50	H21
l [永羅寺M	9	7	5	7	90	H21
1 1	永護寺O	8	5	7	7	50	H21
	日野A	7	6	10	8	181	H20
	BFB	9	8	8	8	100	H21
日野町	日野D	8	7	6	7	55	H20
1 [日野日	9	7	8	8	137	H21
	意提A	7	5	9	7	50	H21
彦根市	意模C	7	5	9	7	55	H21
	意模D	7	5	9	7	95	H21
	意模D	7	5	9	7	95	H21
1 [多質A	8	5	8	7	75	H21
1 [8 ₩B	8	7	7	7	100	H21
多質町	多置C-1	10	8	7	8	55	H21
	# ₩C-2	9	6	7	7	50	H21
l [多質C-3	8	5	7	7	50	H21
	多質F	9	7	9	8	50	H21
40	Ш≣А	9	80	8	8	40	H22
米原市	澳井B/C	7	7	8	7	100	H22
	港井A	90	8	8	8	97	H22
	漫井B/C	7	7	8	7	100	H22
	湖北A	8	6	8	7	100	H22
	alt:B	8	7	7	7	100	H22
	高月A	8	8	8	8	60	H22
	木之本A	7	7	9	8	57	H22
	木之本B	9	7	9	8	100	H22
長浜市	末之本C	7	6	7	7	80	H22
[木之本D	7	6	8	7	50	H22
	余異A	9	8	9	9	120	H22
[余县B	9	8	9	9	120	H22
j l	余異C	6	6	9	7	100	H22
[※ 西港井A	8	6	8	7	60	H22
[※ 西澳井B	9	8	8	8	60	H22
	西澳井C	7	5	8	7	100	H22
					•		

市町	群れ名	出現回数のレベル	被害発生 頻度のレベ ル	サルの様子	加害 レベル	参考 個体数	調査年度
	マキノA	8	4	8	7	120	H22
8	マキノC	7	5	9	7	100	H22
	マキノロ	9	7	9	8	175	H22
	マキノF	7	5	8	7	100	H22
No.	今津B	7	7	8	7	68	H23
	今津C	9	8	9	9	74	H22
高島市	朽木B	8	7	9	8	80	H23
	朽木G	9	9	7	8	50	H23
- N	朽木H	7	6	7	7	40	H23
S.	朽木I	7	7	8	7	50	H23
0	安曇川A	7	5	9	7	40	H23
8	高島A	7	6	8	7	53	H23
	新旭A	7	6	8	7	90	H23

卷末資料3 全体捕獲対象群一覧

市町	群れ名	出現回数の レベル	被害発生 頻度のレベ ル	サルの様子	加害レベル	参考 個体数	調査年度
CD de str	甲賀A	10	9	10	10	102	H21
甲賀市	※ 甲賀B	10	10	9	10	61	H20
米原市 長浜市	伊吹A	10	9	9	9	143	H21

[◎] 図中「※」のついた群れは、p15表4に示す「個体群の保全上、配慮すべき群れ」であることを示す。